

神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金（Q&A）

神奈川県生活困窮者支援団体応援事業支援金全般について		
1	神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金の目的はなにか。	電力・ガス・食品等の高騰により、生活困窮者への支援活動に支障が出ているNPO等を支援するため、支援金を支給することで、NPO等が行う支援活動を後押しすることを目的としています。
支給対象・支給要件について（第3条・第4条関係）		
1	生活困窮者とは、具体的にはどのような状態の者を指すのか。	生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定する者をいい、具体的には経済的に困窮している方に加えて、子どもや女性、孤立・孤独に陥っている方など、生活にお困りの方すべてを指します。
2	支給対象者・支給条件に「神奈川県内に活動拠点があること」とあるが、活動拠点はどのような拠点を指すか。	本支援金での、「活動拠点」とは、事務所や相談場所などの不動産のことを指します。公園での炊き出し等、設営・撤収により移動できるものは含みません。
3	支給対象者・支給条件に「神奈川県内の自治体と連携して」とあるが、具体的にどのような連携を行う必要があるか。	神奈川県内の自治体との具体的な連携の内容は次のとおりです。 ・ 神奈川県内の自治体の要請に応じて支援を実施していること。 ・ 神奈川県内の自治体が発行した支援チラシ等を配布していること。 ・ 神奈川県内の自治体から生活困窮者支援に関する委託事業等を受注した実績があること。 ・ その他、知事が適当と認めるもの。 ご不明な点がございましたら、県生活援護課生活困窮者対策グループ（電話：045-285-0190）までお問合せください。
4	支給対象者・支給条件に「生活困窮者への食料支援や炊き出し、ホームレス巡回相談、スマートフォンや充電器の貸出し等」とあるが、そのほかに、どのような活動が支給対象となるか。	生活困窮者への支援活動であれば支給対象となります。要綱に記載の支援活動のほか、支給対象となる具体的な支援活動は次のとおりです。 ・ 就労支援 ・ 居場所の確保支援 ・ 相談支援（電話、オンライン相談等を含む） ・ 学習支援 ・ その他、知事が適当と認めるもの。 ご不明な点がございましたら、県生活援護課生活困窮者対策グループ（電話：045-285-0190）まで

		お問合せください。
5	支給対象者・支給条件に「継続的な活動」とあるが、具体的にどのくらいの期間の活動実績が必要か。	申請時点からさかのぼり過去1年以上の活動と、直近6カ月の活動実績を申請書へ記載が必要です。
6	どの程度の頻度で活動すれば、支給対象となるか。	支援金の支給申請期間のうち、毎月1回以上の活動を行った団体が支給対象となります。
7	県、市町村や民間団体から補助や委託を受けている場合も、支給対象となるか。	県、市町村や民間団体から補助や委託などの財政支援を受けている場合は支給対象外となります。ただし、公費による補填でも、物価高騰分を賄っていなければ、支給対象となります。
8	「かながわ生活応援サイト」 とは何か。	かながわ生活困窮者自立支援ネットワークが作成した、神奈川県内の民間団体や自治体、関係機関の情報が掲載された総合検索サイトです。
9	「かながわ生活応援サイト」 に登録すると、どうなるのか。	「かながわ生活応援サイト」内で条件検索をした際に、「かながわ生活応援サイト情報掲載依頼書兼誓約書」への記載内容に基づき、団体情報が掲載されます。
10	「かながわ生活応援サイト」 に登録するには、パソコン操作などが必要か。	「かながわ生活応援サイトへの情報掲載依頼書兼誓約書」のご提出を受けて、県が作業を行い、登録しますので、パソコン操作などをお願いすることはありません。
12	支援金の支給を受けられなかった場合も 「かながわ生活応援サイト」 に登録しなければいけないのか。	支援金の支給申請時に「かながわ生活応援サイトへの情報掲載依頼書兼誓約書」を提出いただきますが、実際の登録は支給決定後に行います。不支給となった場合は、改めて登録の希望の有無を確認させていただきます。
13	県が実施する他の支援金（以下、「他の支援金」という）と合わせて申請できるか。	他の支援金と合わせて申請することはできません。ただし、他の支援金の支給対象事業と重複しない場合には申請可能です。

支援金の支給額について（第5条関係）		
1	支援活動を「複数の場所（施設）」で開催する計画だが、この場合は、「複数の活動拠点ごと」に支援金の支給額が増えるのか。	本支援金での、「活動拠点」とは、事務所や相談場所などの不動産のことを指します。公園での炊き出し等、設営・撤収により移動できるものは含みません。そのため、「複数の場所（施設）」が「活動拠点」にあたる場合には、市区町村ごとの「活動拠点」に応じて支援金を支給します。

申請書類について（第 6 条関係）		
1	記入方法が分からない。	「県 HP（神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金）」 に記入例を掲載していますので、ご参照ください
2	支援金振込先口座の名義人はだれでもよいのか。	申請者名義の口座がある場合は申請者名義の、ない場合は申請者が所属する団体名義の口座としてください。どちらでもない名義の口座を振込先とする場合は、申請者からの委任状が必要となります。委任状はホームページに掲載しています。
3	申請の様式等はどこで手に入るか。	申請の様式等は 「県 HP（神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金）」 からダウンロードしてください。インターネット環境が整っていない等の理由で様式等の郵送を希望される場合は、お手数ですが、県生活援護課生活困窮者対策グループ（電話：045-285-0190）までお問合せください。
4	申請すれば、必ず支給を受けられるのか。	本支援金は、認められた予算内で支給します。そのため、申請件数が多い場合は先着順により支給を決定します。また、支給要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合は支給できません。
支援金の支給（第 8 条関係）		
1	支援金の支給はいつになるのか。	本支援金は、審査及び選考の上、支給・不支給を決定します。支給決定者に対しては、支給決定を通知した日から起算して 30 日以内に支援金を支給します。

その他		
1	支援金の支給申請は何回までできるか。	支援金の支給を受けられるのは団体ごとに 1 回限りのため、支給決定後に、新たな支給申請を受理することはできません。
2	支援金の支給は、申請書類の先着順で決定されるのか。	本支援金は、申請の先着順で、審査の上、支給・不支給を決定します。
3	予算の範囲内で支援金を支給することだが、予算がなくなったら、どうなるのか。	予算がなくなった時点で本事業は終了となります。